

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月26日
【会社名】	G F A 株式会社
【英訳名】	GFA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高木 良
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目 2 番15号
【電話番号】	(03)6432-9140 （代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 主任 飛田 津由佳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目 2 番15号
【電話番号】	(03)6432-9140 （代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 主任 飛田 津由佳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 30,166,500円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,184,566,500円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年6月22日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部および当該届出書の添付書類である取締役会議事録の一部に誤りがございました。また、平成29年6月26日に有価証券報告書を提出したことに伴い「第三部 追完情報」、「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じました。これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、平成29年6月23日開催の当社第16期定時株主総会において、定款の一部変更が決議されたことにより、平成29年6月22日に提出いたしました有価証券届出書の添付書類である定款を変更いたしましたので、再度、添付書類として定款を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

第三部 追完情報

第四部 組込情報

添付書類 取締役会議事録

定款

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権）】

（1）【募集の条件】

<訂正前>

<前略>

- （注）1．本有価証券届出書によるG F A株式会社 第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に係る発行は、平成29年6月22日（木）開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。
- 3．払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当ては行われなないこととなります。
- 4．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 5．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

<訂正後>

<前略>

- （注）1．本有価証券届出書によるG F A株式会社 第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に係る発行は、平成29年6月22日（木）開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。
- 3．払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当ては行われなないこととなります。
- 4．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

（注）5．の全文を削除

（２）【新株予約権の内容等】

<訂正前>

<前略>

（注）1 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2 本新株予約権の行使の効力発生時期等

本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

3 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。また、当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

4 その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目的事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

<訂正後>

<前略>

（注）1 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2 本新株予約権の行使の効力発生時期等

本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

（注）3の全文を削除

3 その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目的事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

第三部【追完情報】

<訂正前>

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の第15期有価証券報告書及び第16期第3四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年6月22日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年6月22日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

<訂正後>

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の第16期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年6月26日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年6月26日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

<訂正前>

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第15期事業年度有価証券報告書の提出日（平成28年6月27日）以降、本届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成28年6月28日提出の臨時報告書）

<中略>

（平成29年3月2日提出の臨時報告書）

<中略>

（平成29年5月29日提出の臨時報告書）

<中略>

<訂正後>

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第16期事業年度有価証券報告書の提出日（平成29年6月26日）以降、本届出書の訂正届出書の提出日までの間において、臨時報告書の提出はございません。

<訂正前>

3. 最近の業績の概要について

第16期事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の業績の概要

平成29年5月12日開催の当社取締役会において承認された第16期事業年度に係る財務諸表は、以下のとおりです。
金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

（後略）

<訂正後>

（注）「3. 最近の業績の概要について」の全文を削除

第四部【組込情報】

<訂正前>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第3四半期)	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

<訂正後>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月26日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

添付書類 取締役会議事録

（別紙） 発行要項

< 訂正前 >

< 前略 >

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22. その他

< 後略 >

< 訂正後 >

< 前略 >

20. 21. の全文を削除

20. その他

< 後略 >

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6月23日

G F A 株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代 表 社 員 公認会計士 小笠原 直 印
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 入 澤 雄 太 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG F A 株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G F A 株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成29年6月22日開催の取締役会において、第三者割当による第1回新株予約権の発行を決議している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、G F A 株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、G F A 株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。